控訴人らの控訴を棄却する。

原判決主文中附帯被控訴人ら関係部分を次のとおり変更する。 2

- 附帯被控訴人A、同B、同Cは附帯控訴人に対し別紙物件目録記載
- (二)および同(三)の建物を収去して同目録記載(一)の土地を明け渡せ。 附帯被控訴人口は附帯控訴人に対し別紙物件目録記載(二)及び
- (三)の建物から退去して同(一)の土地を明け渡せ。
 - 附帯控訴人の附帯被控訴人口に対するその余の請求を棄却する。
 - 附帯被控訴人E、同Fは附帯控訴人に対し別紙物件目録記載(二)

及び(三)の建物から退去して同目録記載(一)の土地を明け渡せ。

訴訟費用(控訴費用、附帯控訴費用を含む)は、第一、二審とも控 訴人(附帯被控訴人)らの負担とする。 8 この判決主文第二、三、四、六項は、仮に執行することができる。

控訴人ら代理人は、「原判決中控訴人ら敗訴の部分を取り消す。被控訴人の控訴 人らに対する請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とす る。」旨の判決を求め、被控訴人(附帯控訴人)代理人は、控訴棄却の判決を求 め、附帯控訴として、「原判決中附帯被控訴人ら関係部分を次のとおり変更する。 (1) 附帯被控訴人A、同B、同Cは附帯控訴人に対し別紙物件目録記載(二 建物を収去して同(一)の土地を明け渡せ。(2)附帯被控訴人口は附帯控訴人に 対し別紙物件目録記載(二)の建物から退去し、かつ同目録記載(三)の建物を収 去して同目録(一)の土地を明け渡せ。(3)附帯被控訴人E、同F(請求の趣旨訂正の申立書中に「同G、同H」とあるのはいずれも控訴人ではなく誤記と認める。)は附帯控訴人に対し別紙物件目録記載(二)および(三)の建物から退去し て同(一)の土地を明け渡せ。(4)訴訟費用は第一、二審とも附帯被控訴人らの 負担とする。」旨の判決ならびに仮執行の宣言を求め右(2)の請求のうち別紙物 件目録記載(三)の建物収去土地明渡請求が認容されない場合の予備的請求とし て、「附帯被控訴人A、同B、同Cは別紙物件目録記載(三)の建物を収去して同(一)の土地を明け渡せ(以上、請求の趣旨訂正申立書中別紙物件目録記載(三) の建物の表示中、m2とあるのは各坪の誤記と認める。)」との判決を求め、附帯 被控訴人ら代理人は、附帯控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張ならびに証拠の提出、援用および認否は、次に附加す

るほか、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する。 被控訴人(附帯控訴人)代理人は、次のように述べた。

原判決添付物件目録記載(二)の建物については、昭和二九年八月二七日両 国興業株式会社(以下、両国興業という)のため保存登記がされ、同年一二月一日被控訴人(附帯控訴人、以下、被控訴人という)のため所有権取得登記がされたのであるが、「は、両国興業に対し右保存登記抹消、被控訴人に対し右所有権取得登 記抹消を命ずる東京地方裁判所の確定判決を得て前記(二)の建物につき右各登記 の抹消登記手続をしたので昭和四三年六月二六日右建物の登記簿は閉鎖された。

ところが、Iが死亡し、別紙物件目録記載(二)の建物は、Iの相続人であ る控訴人(附帯被控訴人、以下、控訴人という)A、同B、同Cの共有となり、右 控訴人三名を被申請人とする昭和四三年九月二四日付処分禁止仮処分命令の登記手 続をするため、東京地方裁判所は、同建物につき職権により東京都墨田区ab丁目 c番地d家屋番号〇×番△の壱木造亜鉛メツキ鋼板葺弐階建店舗兼居宅壱階弐五 七・八五平方メートル、弐階弐弐七・壱七平方メートルと表示して所有権保存登記 手続をした。また、原判決添付物件目録記載(三)の建物はもともと前記(二 建物に対する増築部分であり、両者の現状は合して木造亜鉛メツキ鋼板葺二階建店 舗兼居宅壱階二七九・三〇平方メートル、二階二六六・五五平方メートルの一体を なしている。

- 3 よつて、被控訴人は、収去を求める建物および明け渡しを求める土地の表示を別紙物件目録記載のとおり改める。
- 控訴人ら代理人は、被控訴人の一1、2の主張事実をいずれも認めると述べ た。

証拠(省略)

由

別紙物件目録記載(一)の土地(以下、「本件土地」という)が被控訴人の 所有に属するか否かについて判断する。

三 そこで、控訴人Aらの占有権原の有無について検討する。

1 一の末尾において説示したとおり、Jは、本件土地につき所有権を取得したといえないのであるから、同人から亡 I が地上権の設定を受けたという控訴人 A らの主張は、その余の点について判断を加えるまでもなく、採用の限りではない。

けの証拠がない。 四 前叙のように、控訴人Aら三名が本件土地占有権原として主張する地上権は認めることができず、右控訴人らは他にその占有権原としてなんらの主張をしていないで、被控訴人の控訴人らAに対する(二)の建物収去および本件土地明渡請求と予備的請求とは正当である。

〈要旨〉ところで主観的予備的訴訟が不適法(最高裁第二小法廷昭和四三年三月八日判決民集二二巻三号五五一〈/要旨〉頁)とされる理由は、被告が予備的の立場にあ

被控訴人の控訴人Dに対する請求のうち、別紙物件目録記載(三)の建物を収去し、本件土地の明け渡しを求める部分は、前認定のとおり右建物(部分)が同控訴 人の所有でないから失当である。

次に、控訴人E、同D、同Fの各抗弁は、控訴人Aら三名が本件土地につき地上権を有することを前提とするところ、右地上権を有することが認められないことは前叙のとおりであるので、右抗弁は、いずれも採用することができず、控訴人E、同Fに対する被控訴人の請求及び控訴人Dに対する被控訴人の建物退去、土地明渡の請求はいずれも正当といわなければならない。そして、被控訴人の控訴人Dに対する別紙物件目録記載(三)の建物収去土地明渡の請求は、同控訴人が右建物に居住していることに争いがないので、建物退去、土地明渡の限度で正当であるといわなければならない。

五 よつて、以上と趣旨を同じうする原判決は正当であつて、これに対する本件 控訴は理由がないから、民訴法三八四条によつて、これを棄却すべく、収去を求め る建物の表示および現況ならびに明け渡しを求める土地の表示は別紙記載のとおり であるから、附帯控訴に基づき原判決主文中控訴人ら関係部分を主文第二ないし六 項のとおり変更し、訴訟費用の負担につき民訴法九六条、九二条但書、九三条を、 仮執行の宣言につき同法一九六条をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 西川美数 裁判官 園部秀信 裁判官 森綱郎) (別紙)

物 件 日 録

(一) 東京都墨田区gh丁目i番地j

一、宅 地 壱参弐四・八五平方メートル(四〇〇・七七坪)

のうち添附図面第一の斜線部分

参弐八・九弐平方メートル(九九・五〇坪)

(二) 東京都墨田区ab丁目e番地f

家屋番号 〇×番△の□

-、木造亜鉛メツキ鋼板葺弐階建 店舗兼居宅

壱階 弐五七・八五平方メートル

弐階 弐弐七・壱七平方メートル

(三) 東京都墨田区 a b 丁目 e 番地 f

木造 弐階建 北側

家屋番号 〇×番〇

ー、木造亜鉛メツキ鋼板葺弐階建 事務所遊戯場

壱階 四〇・四九平方メートル (壱弐坪弐合五勺)

弐階 四〇・壱九平方メートル (壱弐坪壱合六勺)

但し(二)(三)の建物は合して一体をなしその現状は左記及び添附図面第二の通りである

一、木造亜鉛メツキ鋼板葺弐階建 店舗兼居宅

壱階 弐七九・参〇平方メートル

弐階 弐六六・五五平方メートル

添附図面第一

<記載内容は末尾1添付>

添附図面第二

<記載内容は末尾2添付>